

（乗車装置）

第18条 平成6年3月31日（輸入された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車を除く。）にあっては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、保安基準第20条の規定並びに細目告示第26条、第104条及び第182条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。
 - 二 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、これらの者の用に供する車室（以下「客室」という。）を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあっては、この限りでない。
 - 三 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。
 - 四 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20キロメートル毎時未満の自動車にあっては、この限りでない。
- 2 昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、前項第4号の規定は、適用しない。
- 3 平成19年3月31日以前に製作された自動車については、細目告示第26条第1項第2号の規定にかかわらず、座席の座面上における車両中心線上の鉛直面と平行な座席の中心線上において、その前端から200ミリメートルの位置にある点と天井までの長さのうち背もたれと平行なものは、運転者席及びこれと並列の座席にあっては800ミリメートル以上であればよい。ただし、着席時にその長さが850ミリメートル以上ある場合においては、この限りでない。
- 4 細目告示第26条第2項及び第104条第2項の規定は、当分の間、細目告示第26条第2項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第104条第2項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第15改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることができるものとする。
- 5 令和2年1月21日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（平成30年1月22日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年1月21日以前に指定を受けた型式指定自動車から車体の外形、車枠及び軸距に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第26条第4項及び第5項の

規定にかかわらず、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」の規定に適合するものであればよい。